

第2章 環境行政の総合的推進

1. 大阪市環境基本条例の施行

今日の環境問題は、地球温暖化やオゾン層の破壊といった地球規模の影響範囲を持ち、我々人類にとっても重大な問題であるといえます。このような状況のもと、大阪市では、現在及び将来の市民が、安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる都市環境の実現をめざして、平成7年4月に「大阪市環境基本条例」(全4章26条)を施行しました。(付録 P資95~97 参照)

【条例の目的】 (第1条)

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに本市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保することを目的とする。

【条例の基本理念】(第3条)

- ・ 環境の保全及び創造は、すべての市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市の環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全及び創造は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活における環境への十分な配慮その他の自主的かつ積極的な行動の下、環境への負荷の少ない都市を構築することを目的として行われなければならない。
- ・ 環境の保全及び創造は、資源の適正な管理及び循環的な利用の促進により、持続的な発展が可能な都市を構築することを目的として行われなければならない。
- ・ 地球環境保全は、本市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

2. 大阪市環境基本計画の推進

計 画 の 目 的

本計画は、「大阪市環境基本条例」(平成7年施行)に定めた目的・基本理念の実現に向けて、条例第8条に基づき、市民が安全で健康かつ快適な生活を営むことのできる良好な都市環境の確保を目的として、市域における環境の保全及び創造に関する総合的・計画的な施策の基本となる事項を定めたものです。

計 画 の 期 間

計画の期間は、平成22年度(2010年度)までとします。

計 画 の 基 本 方 針

大気汚染等の都市環境の改善や快適環境づくり、地球環境の保全、循環型社会の形成など、今日的な環境上の課題に対応するために、「快適」「地球環境」「循環」「協働」を基本方針とします。また、4つの基本方針別に10項目にわたる基本的な施策と5項目の重点的取組内容を掲げていま

| 基本方針 | 基本方針別施策 | 重点的取組 |
|------|--|---------------------------------------|
| 快 適 | 1 都市環境の保全 2 快適な都市環境の創造 | (1) 環境負荷の少ないまち (2) 花と緑と水に親しめる快適なまち |
| 地球環境 | 3 地球環境の保全 4 環境国際交流・協力 | (3) 脱温暖化のまち |
| 循 環 | 5 エネルギー利用 6 資源利用 7 廃棄物対策 | (4) 持続可能な循環型のまち |
| 協 働 | 8 環境コミュニケーションの推進 9 すべての主体の環境保全行動の展開 10 環境配慮の充実 | (5) すべての主体が参加協力するまち |

図-1 「第 期 大阪市環境基本計画」の構成

3 . 重点的取組関連事業の主な推進状況

環境負荷の少ないまち

本市では、平成19年2月に、自動車排出ガス対策、自動車騒音対策、自動車に係る地球温暖化対策を3つの柱とした「大阪市自動車交通環境計画」を策定し、市民・事業者と協働して地域の実情に応じた道路交通対策等を計画的に推進しています。

御堂筋エコロード推進協議会(愛称：エコロ)

本市では、御堂筋沿道において事業者・市民・行政等が、相互に交流を深め、連携して環境にやさしい自動車利用の取り組みを進めていくことにより、環境負荷の少ない省エネルギー型のまちづくりを推進するための体制として、平成19年度に御堂筋エコロード推進協議会(愛称：エコロ)を設立しています。

| 事業 |
|--|
| (1)エコドライブの実践、グリーン配送の取組み、エコカーの活用等の環境にやさしい自動車利用の推進事業 |
| (2)公共交通機関等の利用促進のための啓発活動 |
| (3)その他自動車に起因する環境問題に関する事業 |
| (4)会員相互の情報交換のための事業 |

| 組織体制【会員】 |
|---|
| 協議会の設立趣旨及び目的に賛同する事業者(事業者会員)・各種団体及び個人(支援会員)・行政機関(行政会員)をもって組織します。ただし、御堂筋エコロード推進エリアに所在、若しくは御堂筋沿道を所管、事業範囲としていること。 |

協議会の4つの取組み

車といえば

エコカーの活用

- 天然ガス自動車
- ハイブリッド自動車
- 電気自動車
- LPガス貨物自動車
- 低排出ガスかつ低燃費な自動車
(低排出ガス認定車で、国の燃費基準を達成した車など)




市バス(天然ガス自動車)

事業用物品は

グリーン配送

「グリーン配送」とは、物品の納入などの輸配送にエコカーなどの環境負荷の少ない自動車を使用することをいいます。

大阪市では、本庁舎、区役所、病院など全機関に物品を納入する際に、納入業者・運送事業者の方に「グリーン配送」を義務付けています。

このような「グリーン配送」は、民間事業者にも広がっています。

運転は

エコドライブの実践

自動車を運転する一人ひとりが、日常的に「エコドライブ」を実践すれば、排出ガスの削減や燃費の向上によるコストの削減、さらには交通安全にもつながります。

エコドライブ実践5例

- ふんわりアクセル「eスタート」
- 加速減の少ない運転
- 早めのアクセルオフ
- エアコンの使用を控える
- アイドリングストップ

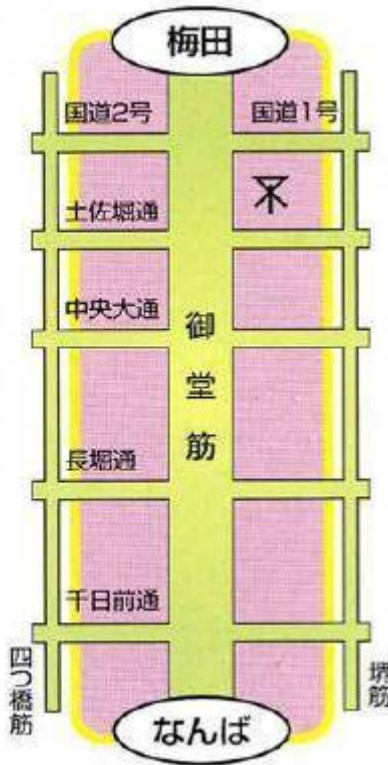
詳しくは、<http://www.eccj.or.jp/1dstop/funwari/index.html>

車の使用は控えて、公共交通機関利用

- 通勤には電車・バスを利用し、自動車の使用を控えましょう。
- 毎月20日(日曜、祝日の場合は翌日)はノーマイカーデーです。

ノーマイカーデー及び毎週金曜日には、大阪市営地下鉄、バスで利用できるお得なノーマイカーチケット(大人券のみ・600円)がご利用いただけます。

御堂筋エコロード推進エリア



花と緑と水に親しめる快適なまち

本市では、平成 17 年 3 月に策定した「大阪市ヒートアイランド対策推進計画」に基づき、公共施設の屋上緑化や各種制度等による民間建築物の屋上緑化、学校の緑化、道路の保水性舗装などを推進するとともに、水道局・ヒートアイランド対策モデル事業など各種対策を推進しています。また、下水の高度処理水を活用した打ち水活動など、市民、事業者と連携した取組みを進めています。

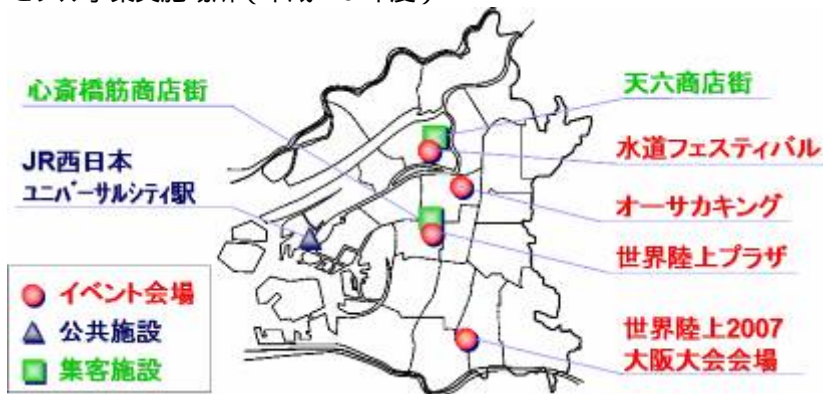
大阪市ミスト作戦

平成 18 年度の水道施設構内での実証実験により、ミスト散布の有効性、実用性が確認できたことを受けて、平成 19 年度以降、さらなる技術開発の促進と知見の収集、今後の本格普及や事業化に向けた条件整備等に役立てるため、関係各機関の協力を得て、市内の代表的な公共空間でミスト散布を行う、「大阪市水道局・ヒートアイランド対策モデル実施(愛称：大阪市ミスト作戦)」に取り組んでいます。



世界陸上 2007 大阪大会

モデル事業実施場所（平成 19 年度）



JR 西日本・ユニバーサルシティ駅

公共施設の屋上緑化等

本市では、地域のシンボリックな建物である区役所庁舎の屋上緑化を推進しています。また、「市設建築物設計指針(環境編)」に基づき、公共施設における太陽光や太陽熱利用システムの導入を推進しています。



屋上緑化及び太陽光発電設備（住吉区役所）

脱温暖化のまち

本市では、「大阪市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、市民・事業者等と連携した取組みを進めるとともに、第2期「大阪市役所温室効果ガス排出抑制等実行計画」に基づき、市役所の事務事業に伴う温室効果ガスの排出抑制に努めています。平成18年度における市域の温室効果ガス総排出量は基準年度(平成2年度)と比較し、8.0%の削減となっています。また、平成19年度における市役所の温室効果ガス総排出量は基準年度(平成16年度)と比較し、5.1%の削減となっています。

大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪)

本市では、大阪市建築物総合環境評価制度(CASBEE大阪)を平成16年5月に創設し、平成16年10月から実施しています。

本制度は、建築主の方の環境に対する自主的な取組みを促進し、快適で環境に配慮した建築物の誘導を図ることを目的としています。

具体的には、大規模な建築物の着工に際し、大阪市が定めた具体的な基準に基づき、その建築主の方が自主的に建築物についての総合的な環境評価を行い、その結果を記載した計画書を届出いただくとともに、大阪市がホームページ等でその計画書の概要を広く市民の方々に公表していくものです。

また、完成した建築物の中で特に優秀な評価を得た建築物について顕彰を実施しています。

『CASBEE大阪 OF THE YEAR 2007』顕彰建築物



プール学院中学校・高等学校



梅新第一生命ビルディング

既存市設建築物省エネルギー化基本方針

本市では、既存の市設建築物の省エネルギー化に関する基本的な方針を定め、全庁的な取組みとして位置づけることにより、光熱費の削減による本市財政負担の軽減や地球温暖化対策の推進を図ることを目的として、平成20年3月に「既存市設建築物省エネルギー化基本方針」を策定しています。

省エネルギー化手法

1 延床面積・エネルギー消費原単位が共に大きい施設

民間資金活用型E S C O事業の推進

2 中規模施設のうちエネルギー消費原単位が大きい施設

熱源機器更新時における省エネルギー改修の実施

3 エネルギー消費原単位は小さいが、同一用途が数多くある施設

施設の特性に応じた省エネルギー化

持続可能な循環型のまち

本市では、平成 18 年 2 月に改定した「大阪市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、「ごみゼロリーダー」との連携を図りながら地域における 3R の取組みを進めています。また、事業系ごみの減量・リサイクルの推進として、多量にごみを排出する事業者に対するごみ減量指導等を実施しています。平成 22 年度目標であるごみ処理量(焼却処理量)147 万トンに対し、平成 19 年度のごみ処理量(焼却処理量)は 148 万トンとなっています。

中身の見えるごみ袋

本市では、ごみの分別を促進し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、平成 20 年 1 月から「中身の見えるごみ袋」での排出に指定しています。

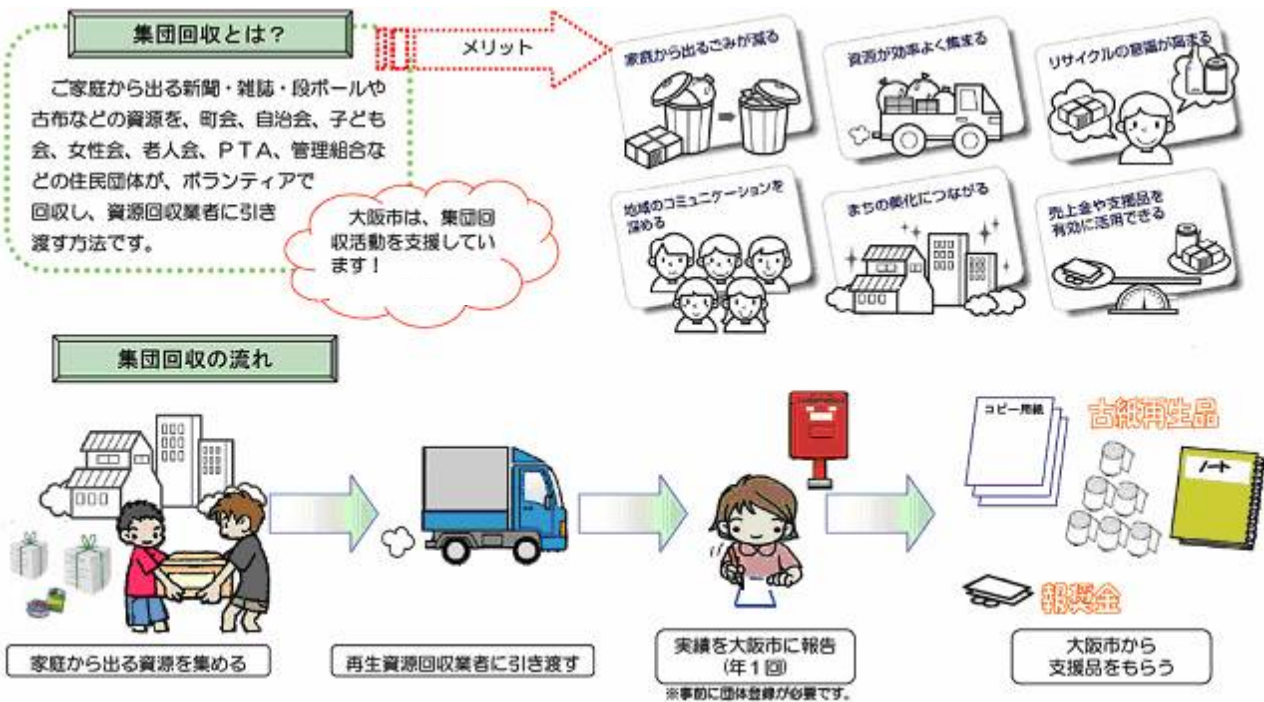
【対象となるごみ】

- ・環境局が収集する、普通ごみ・資源ごみ・容器包装プラスチックなど、すべてのごみ
- ・許可業者が収集する家庭系ごみ及び袋により排出される事業系ごみ



資源集団回収

大阪市では新聞・雑誌などの資源を集団回収している町会・子ども会・マンションの管理組合など、10 世帯以上の市民の皆さんで構成する団体の活動を支援しています。新聞・雑誌・段ボールなどの古紙回収量に応じて、紙のリサイクル品(トイレトペーパー・ノート・コピー用紙)を支給しています。



すべての主体が参加・協力するまち

今日の環境問題は、市民生活や企業活動に大きく関わっており、良好な都市の環境を将来の世代に引き継いでいくには、市民一人ひとりが環境問題に深い理解と認識を持ち、環境に配慮した生活や行動を行うことが求められています。大阪市では、市立環境学習センター(愛称：生き生き地球館)等において、総合的な環境教育・学習を進めるとともに、緑化や地球温暖化対策、廃棄物対策などのあらゆる環境分野において、市民等と連携した取組みを進めています。

「なにわエコライフ」の取組み

本市では、地球温暖化対策の一環として、環境マネジメントの仕組みを家庭用アレンジした環境家計簿を活用し、省エネルギーなどの環境にやさしい取組みをしている家庭を認定し、認定書を交付する「なにわエコライフ」認定事業を実施しており、継続者を中心に養成をした「なにわエコライフ普及員」を制度化しています。

平成20年3月には、市民向けに地球温暖化対策や環境家計簿などを記載した「エコして得して役に立つ」を作成しました。当冊子は、「なにわエコライフ普及員」の方が日々行っている省エネ活動や意見を冊子の内容に盛り込むことにより、市民にとって、より親近感のあふれるものとなっています。



PART 1

エコするために、知っておきたい知識

PART 2

ちょっと得するために、環境家計簿をつけてみる

PART 3

私たちが地球温暖化防止のために、役立つ手がかかり

市民による「環境基本計画」点検・評価の取組み（市民環境調査隊）

本市では、「第 期大阪市環境基本計画」の着実な進行管理を行うため、環境関連施策の点検・評価に広く市民の参加を求め、今後の環境施策の継続的な改善のために建設的な市民意見を反映することを目的として、市民環境調査隊事業を平成16年度から実施しています。

市民環境調査隊事業の流れ

